

## 佐渡市町村合併協議会委員等の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、佐渡市町村合併協議会規約(以下「規約」という。)第18条の規定に基づき、佐渡市町村合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償の額)

第2条 協議会委員等が、招集に応じ又は島外に出張したときは、費用弁償として別表に掲げる旅費を支給する。ただし、市町村長及び市町村議会議長については、島内に限りこれを支給しない。

(支給方法)

第3条 協議会の委員等に支給する旅費については、会長所在市町村の手続の例による。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか協議会委員等の費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月7日から施行する。

別表(第2条関係)

車 賃	航空賃	鉄 道 賃	船 賃	費 用 弁 償 の 額			
				日 当 ( 1 日 に つ き )		宿 泊 料 ( 1 夜 に き )	
				島 内	島 外	県 内	県 外
バス賃実費	実 費	普通旅客運賃	特2等運賃	2,000円	2,200円	9,000円	11,000円